

「クレジットカード現金化」をめぐるトラブルに注意！第 3 弾 - ギャンブル情報料、内職、未公開株…様々な支払いに広がっている -

「クレジットカード現金化」をめぐるトラブルについて、国民生活センターでは 2010 年 4 月 7 日^{注1}、2010 年 12 月 1 日^{注2}に報道発表を行っているところだが、その後も相談が後を絶たない。最近では、金融商品等の取引の際に、支払い方法の手段のひとつとして利用されてしまっているケースも寄せられている。

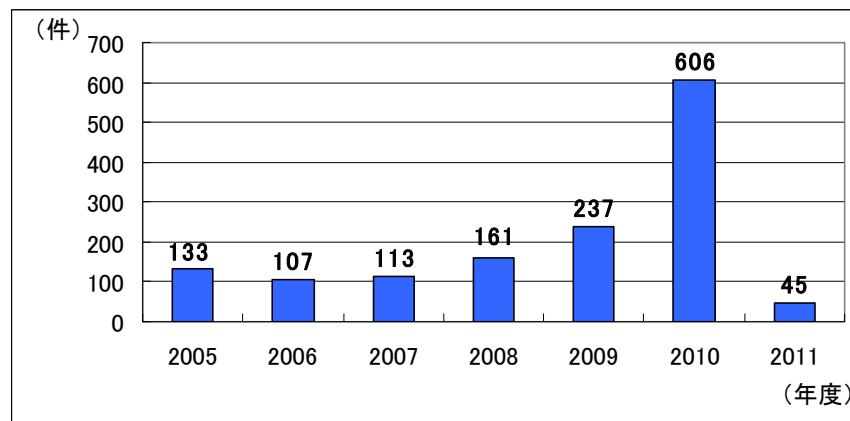
最近の相談の状況は、以下のとおりである。

1. PIO-NET（全国消費生活情報ネットワーク・システム）^{注3}にみる相談の概要

（1）相談件数の推移

「クレジットカード現金化」に関する相談は 2005 年度以降 1,402 件寄せられており、2010 年度は 606 件、2011 年度は 5 月までの 2 カ月間で 45 件寄せられている（図 1）。

図 1 年度別相談件数



(2011 年 5 月 31 日までの登録分)

以下、2010 年度以降に受け付けた 651 事例の内訳である。(不明・無回答等は除く)

（2）契約当事者の属性

①年代別

年代別では 30 歳代 (150 件、26.0%) と 40 歳代 (147 件、25.6%) が多く、次いで、20

注1 http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20100407_2.html

注2 http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20101201_1.html

注3 PIO-NET(パイオネット：全国消費生活情報ネットワーク・システム)とは、国民生活センターと全国の消費生活センターをオンラインネットワークで結び、消費生活に関する情報を蓄積しているデータベースのこと。

歳以下（121件、20.7%）である。

②男女別

男女別にみると、男性が355件（57.2%）、女性が266件（42.8%）と、男性が多い。

③職業等別

給与生活者が最も多い（330件、57.2%）。次いで、無職（117件、20.3%）、家事従事者（69件、12.0%）、自営・自由業（50件、8.7%）の順である。

④地域ブロック別^{注4}

地域ブロック別にみると、南関東が176件（27.6%）、次いで九州北部が82件（12.9%）、近畿が77件（12.1%）、東海が66件（10.4%）である。

2. 主な相談事例

主な相談事例では、生活資金や借金の返済のため等の融資を得たいという目的で「クレジットカード現金化」を利用してしまったというものが多い。2010年12月の報道発表時には、ギャンブルの情報料の支払いの際に利用されるという相談が目立っていた。その後、モバイルサイト内職のサイト作成料金が支払えない時に、「クレジットカード現金化」業者を紹介され、支払いにあてたという相談も寄せられている^{注5}。

最近では、未公開株や外国通貨等の金融商品の支払い等でも「クレジットカード現金化」が利用されるという相談が寄せられている。

なお、「クレジットカード現金化」の仕組みについては、＜参考資料＞参照。

【事例1】

今までに未公開株を数百万円で購入したことがあった。先日、「保有している未公開株を買い取るので、代わりにレアアースの新しい株を買わないか」という勧誘があった。この株は2カ月後には上場するので、高値で買い取って転売してくれるという。お金がないと断ると、クレジットカードで60万円分の買い物をするよう指示され、それを換金して40万円手渡された。そのお金を銀行口座に振り込んだが、現在保有をしている株を買い取ってくれるはずの代金が振り込まれなかった。だまされたと気づいた。どうしたらよいか。

（相談受付：2011年4月 契約当事者：70歳代 女性 無職 茨城県）

【事例2】

「未上場・無配当になっている株などの買い取りをする」というハガキが送られてきた。以前に未公開株や外国通貨を購入して損をしていたので連絡した。「買い取りのためには別の投資信託を購入する必要がある」と言われたが、「お金がない」と伝えると、クレジットカードで現金を作ってくれる会社を紹介すると言われた。伝えられた連絡先に電話しクレジットカードを提示したところ、手数料の40万円を差し引いた、約80万円を渡された。それを投資信託の会社の指示する口座に振り込んだ。だまされたのではないかと思う。解約したい。

^{注4} 南関東は、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県が該当。九州北部は、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県が該当。近畿は、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県が該当。東海は、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県が該当。

^{注5} 「モバイルサイト内職にご注意！ - サイト作成料等の支払いに、無理に現金を作らせることも - 」
（2010年12月9日国民生活センター公表）

http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20101209_1.html

(相談受付：2011年1月 契約当事者：60歳代 女性 無職 東京都)

【事例3】

電話で「温泉付き有料老人ホームの利用権を、震災の被害者の救済も兼ねて買ってくれないか。必ず高額で買い取る」と勧誘された。少しなら協力できると回答。勧誘会社Aに教えられた販売会社Bに電話し、60万円分を購入した。その旨をAに伝えると、「すぐ買い取るので、借金してでももっと追加して購入するように」と勧められ、クレジットカード現金化などでお金を準備するよう助言された。言われるままに工面し、次々と利用権を購入した。「買い取ってほしい」とAに言うと同様な理由を付けて、一度も買い取りに応じてくれない。

(相談受付：2011年5月 契約当事者：70歳代 女性 給与生活者 兵庫県)

3. 消費者へのアドバイス

(1) クレジットカードの現金化は絶対に利用しないこと

「クレジットカード現金化」を利用すると、一時的に現金を手に入れることができても、その金額よりも高額なクレジットカードの支払いに迫られるため、大変大きなリスクの伴う行為である。現在債務を抱えている人のみならず、債務を抱えていない人も「クレジットカード現金化」を利用することで債務が膨らんでしまう可能性が大いにある。

また、「クレジットカード現金化」はクレジットカード契約違反になるため、クレジットカード会社から退会手続きをとることを求められる可能性もある。

さらに不正な利用方法であることを知りながら「クレジットカード現金化」を利用することは消費者も詐欺罪（刑法第246条）等に抵触する可能性がある。そのため、クレジットカードの現金化は絶対に行わないこと。

(2) 「安心」「安全」という文言を信用しないこと

クレジットカード現金化業者は「安心」「安全」「合法」と広告等でうたっているが、実際の現金化の取引はクレジットカード契約違反の大変危険な取引である。決して信用しないこと。

(3) 契約内容を不審に感じたら契約はしないこと

融資を受けようとしている時以外でも、様々な取引において支払いに困ると「クレジットカード現金化」を紹介されるケースもある。内容を不審に感じたり、断りきれず利用をしてしまったら、すぐに家族や最寄りの消費生活センターに相談すること。

また、未公開株等の勧誘を受けている時に、「必ず買い取るので、クレジットカード現金化等をしてでも追加して購入するように」と言われるケースもある。安易な儲け話はきっぱりと断ること。

(4) 消費生活センターや弁護士会等に相談すること

借金の整理をしようとしてクレジットカードのショッピング枠を現金化する方法を選択する消費者も多い。多重債務問題を解決するには信用できる機関に相談することが非常に大切である。

消費生活センター等の自治体では多重債務相談窓口を開設している。また、弁護士会等で無料の法律相談を行っているところもある。まずはそれらの窓口相談すること。

<参考資料>

クレジットカードのショッピング枠を現金化する方法は以下のように大きく分けて2種類ある。従来からある買取屋による方式と、キャッシュバック付商品の販売による方式（キャッシュバック方式）である。

(1) 買取屋による方式

A. 方法を示唆し、商品等を買取る

- ① 消費者が現金化業者（以下、業者）に申し込む
- ② 業者から換金性の高い商品をクレジットカードで購入するよう指示される
- ③ 買った商品を業者に渡し、業者から購入金額よりも少ない現金が渡される
- ④ 消費者にはクレジットカード会社から商品代金の請求がくる

図2の場合、消費者は35万円手にすると同時に50万円の支払いが残る。一方、業者は35万円の出費があるものの50万円相当のパソコンを手になることになる。消費者と業者の債務関係は表1のようになる。

図2 電気店でパソコンを50万円で購入し、35万円を手にする例

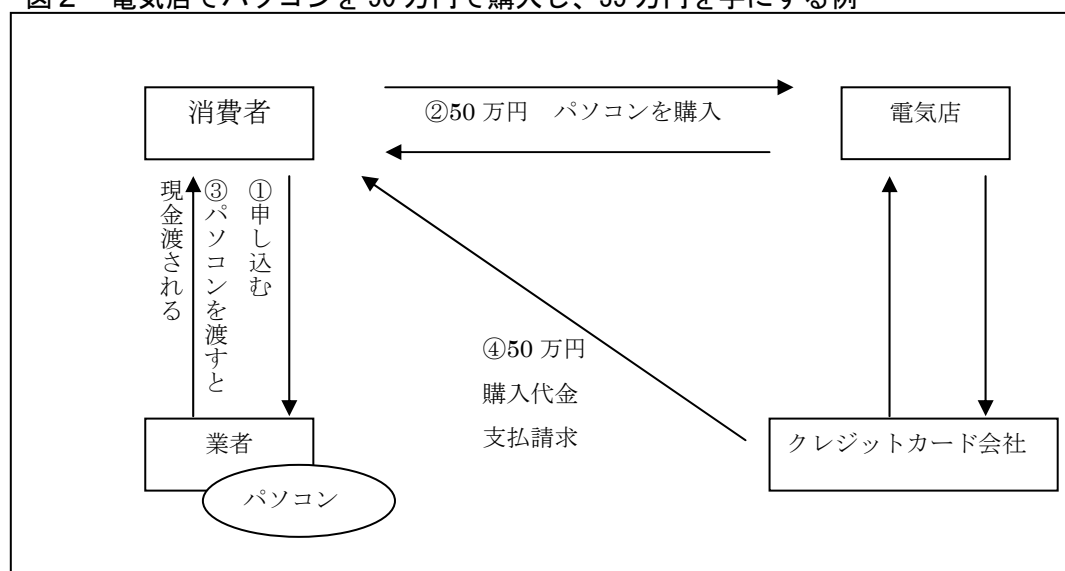


表1

消費者	： 手にする現金： 35万円
	： 負担する債務： 50万円
業者	： 手にするもの： 50万円相当のパソコン
	： 消費者へ渡すもの： 35万円

B. 業者が商品等の販売と買い取りの両方を行う

- ① 消費者が業者の店頭においてある商品をクレジットカードで購入する
- ② 消費者はその商品を業者に買い取られ、現金を渡される
- ③ 消費者はクレジットカード会社からクレジットカードでの利用代金を請求される

図3の場合、業者が指輪を50万円で販売したことにして、その場において35万円でその指輪を買取る。消費者は35万円を手に入れると同時に、50万円の債務を負うことになる。消費者と業者の債務関係は表2のようになる。

図3 業者から指輪を50万円で購入し、35万円を手に入れる例

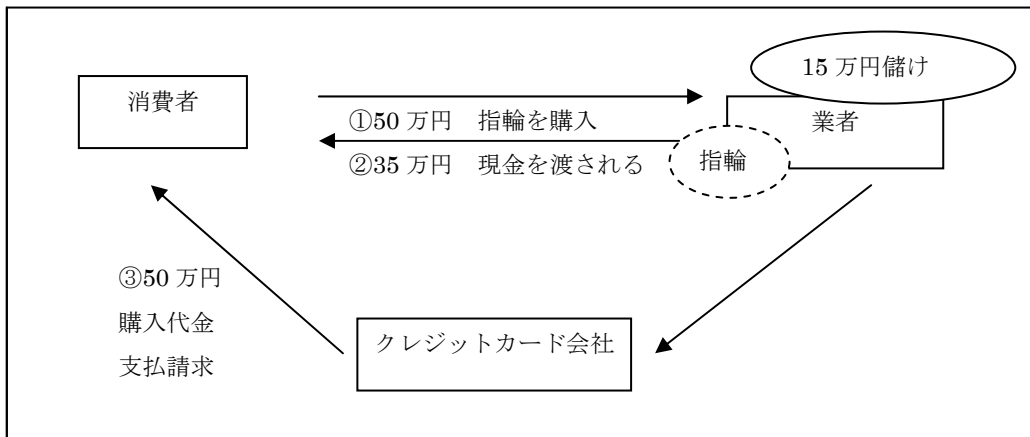


表2

消費者	： 手にする現金	： 35万円
	： 負担する債務	： 50万円
業者	： 儲け	： 15万円

C. 業者が方法のみを示唆する

消費者が別の契約（もともとの契約）を結んでおり、その代金の支払いができないと業者に伝えると現金化の方法を示唆される例が多い。

- ① 消費者は業者にクレジットカードで金券等を購入するよう言われる（購入する）
- ② 消費者は業者に金券ショップ等で換金するよう言われ、消費者は購入金額より少ない現金を手にする。多くの場合、その手にした現金をそのまま業者に支払う
- ③ 消費者にはクレジットカード会社からクレジットカードの利用代金が請求される

図4の場合、業者が消費者に、「クレジットカードで鉄道乗車券を購入し、それを金券ショップ等で売却する」という方法を教える。消費者がこれを実行し、現金を得る。しかし、消費者は業者と別の取引を行っていて、その支払いに困窮している場合が多いので、そのような場合には、消費者は手にした現金をそのまま業者に支払うことになる。消費者と業者の債務関係は表3のようになる。

図4 鉄道乗車券を50万円分購入し、換金した代金35万円を手に入れる例

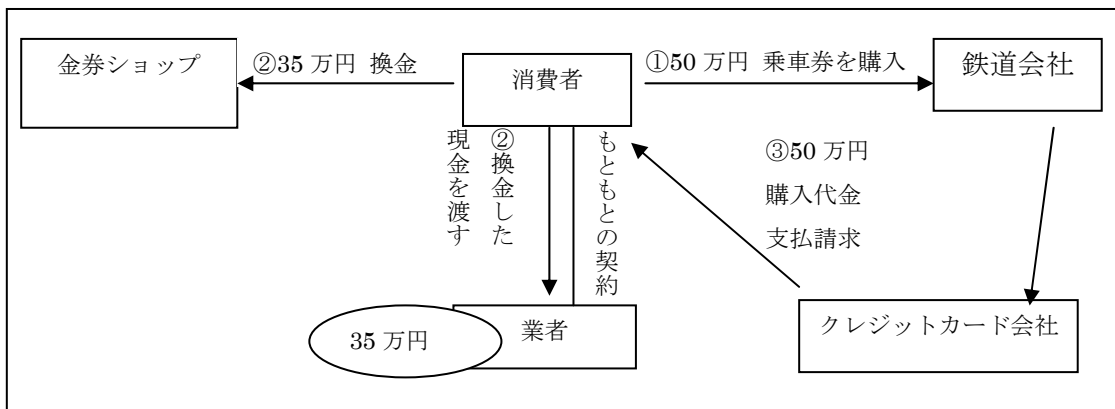


表 3

消費者	：手にする現金	：35 万円（多くの場合、そのまま業者に支払いとして渡す）
	：負担する債務	：50 万円
業者	：儲け	：消費者から渡される 35 万円

(2) キャッシュバック方式

- ① 消費者が業者のホームページ等を通じてクレジットカードでキャッシュバック付商品を購入する
- ② 業者がクレジットカード決済されたことを確認すると、消費者には業者から商品代金より少ない現金が渡される
- ③ 消費者にはクレジットカード会社からクレジットカードでの利用代金が請求される

図 5 の場合、消費者は現金を得ることを目的として業者からキャッシュバック付オリジナル商品（自社製 CD - ROM）を 50 万円で購入する。キャッシュバックとして 35 万円が消費者の手に入る。これと同時に 50 万円のカードの支払いが残る。消費者と業者の債務関係は表 4 のようになる。

図 5 自社製 CD - ROM を 50 万円で購入し、35 万円を手に入れる例

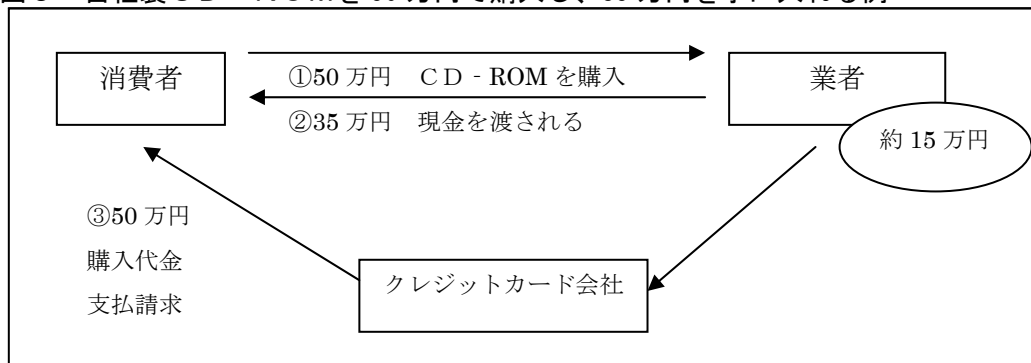


表 4

消費者	：手にする現金等	：35 万円 + キャッシュバック付商品
	：負担する債務	：50 万円
業者	：儲け	：約 15 万円